

## 負債測定における信用リスクの取扱い

あらた監査法人  
企業会計研究会

### ① はじめに

2009年6月に国際会計基準審議会（IASB）は、討議資料「負債の測定における信用リスク」及び同スタッフペーパー（以下「討議資料等」という。）を公表している。これは、金融危機に対応してIASBが2009年4月に加速化して進めることとした金融危機関連プロジェクトの1項目として検討されているもので、IAS39号「金融商品：認識及び測定」などの金融商品の会計基準の改訂に織込まれていくものである。

しかし、本討議資料等は、金融負債に限定せず引当金などを含む負債全般の測定に信用リスクを織込むか否かについての本質的な議論を行っており、他の会計基準にも影響するものである。本稿では、負債測定に信用リスクを織込むことの意味、またその根拠などについて、討議資料にそって解説することとしたい。

### ② 負債測定における信用リスクとは

#### (1) 負債の譲渡

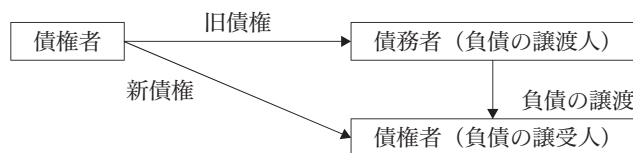
負債の測定における信用リスクとは、企業が債務を履行しないリスクである不履行リスクを意味しており、債権者側からみれば回収不能あるいは貸倒リスクである。

負債の測定における信用リスクに関連して、本討議資料等とは別に、2009年4月に公正価値の測定全般を扱った討議資料「公正価値測定」が公表されている。討議資料「公正価値測定」では、負債の公正価値測定を、図表1のように市場で第三者に負債を譲渡する場合に第三者に支払わなければならない価格という観点から整理している。

#### (2) 負債の譲渡における信用リスクの調整

負債が譲渡される場合、債権者は負債の譲渡人である債務者に対し、当該債務者より信用力の低い第三者に債務を譲渡することは、金融資産の信用リスクを増大させるために受け入れな

〔図表1〕 負債の譲渡



い。このため、債務者より信用力の低い第三者に債務を譲渡する場合には、債権者側の債務者の信用リスクを織込んだ債権の公正価値で債務者から第三者に譲渡され、債務者と第三者との信用リスクの差の調整が第三者から債権者に支払われないと譲渡できないと考えられる。

また、たとえば、より高い信用力のある譲受人は、譲渡人である債務者より低い信用力が譲渡の条件に反映されている場合、譲渡人と同一条件を使用して自らが借入れるよりも不利な条件で債務を進んで引受けることはない。このため、債務者より高い信用力のある第三者に債務を譲渡する場合には、債権者側の債務者の信用リスクを織込んだ債権の公正価値で債務者から第三者に譲渡され、債務者と第三者との信用リスクの差の調整が債権者から第三者に支払われないと譲渡できないと考えられる。

したがって、負債の第三者への譲渡と信用リスクの調整の受払いは図表2のように示すことができる。

このように、討議資料「公正価値測定」は負債を第三者に譲渡することを前提とし、負債の公正価値測定には債務者である企業自身の信用リスクを反映すべきであると主張している。したがってここでは負債を公正価値で測定する場合に限定はしているものの、信用リスクを考慮することの妥当性が主張されている。一方、今回公表された討議資料「負債の測定における信用リスク」の討議資料等では、むしろ根本的な観点から信用リスクを考慮することについての疑問を投げるかたちで検討が進められている。

### 3 会計基準における負債測定の取扱い

#### (1) 当初認識時の測定

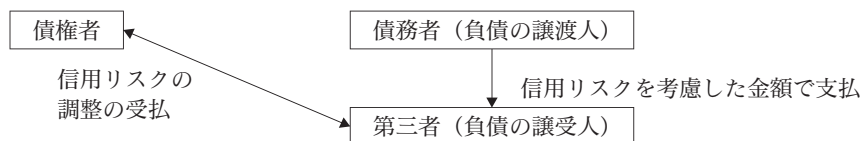
本討議資料等ではまず、市場金利で債券を発行した例をあげている。この場合、現金受取額と同額で金融負債が計上されるが、発行企業の信用リスクが反映された市場金利を通じて自動的に当該信用リスクは金融負債の公正価値測定に反映される。

一方、資産除去債務は、見積キャッシュ・フロー及び割引率を使用して負債が見積もられる。国際財務報告基準（IFRS）では、資産除去債務の測定にはIAS37号「引当金、偶発資産及び偶発負債」が適用されるが、IAS37号では割引率は貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率としているものの、信用リスクを負債の測定に織込むことを明確にしていない。討議資料等は、資産除去債務は金融負債ではなく引当金ではあるが、債務を履行できるか否かの観点からは債券の発行と同じであり、信用リスクを織込むかどうかという論点があるとしている。

#### (2) 当初認識後の測定

つぎに、当初認識後の期末での測定であるが、IFRSでは発行された債券は通常、償却原価で測定され、公正価値では測定されない。しかし、公正価値オプションを適用して損益を通じて公正価値測定する場合には、金融負債の測定に信用リスクを織込むかが問題となる。一方、資産除去債務については、IAS37号により原則として期末日において現在価値測定が要求され

〔図表2〕 負債の譲渡と信用リスクの調整



るため、当初認識時と同様に信用リスクを織込むかどうかの問題がある。

このように討議資料等は、負債測定の信用リスクの問題は、金融負債における公正価値測定の問題だけではないことを指摘している。その上で、会計基準上、負債全般について当初認識時及びその後の期末の測定における信用リスクの取扱いに首尾一貫性を持たせる方法を模索している。また、クレジット・デフォルト・スワップのようなかたちで、市場で信用リスクが取引される場合には信用リスクを負債の測定に容易に反映できるが、一般的には負債に付随する担保といった信用補完などの要素を、当初認識後に反映することが容易ではない場合が多いことを指摘している。

#### 4 信用リスクを負債測定に織込む意味について

討議資料等では、負債全般についての測定に信用リスクを織込むことについて以下のとおり賛否両論の根拠を示して検討が進められている。

##### (1) 信用リスクを織込むことについての賛成論

###### ① 当初認識との整合性

債券を発行した場合のように現金と交換で発生した金融負債の当初認識時測定には、担保、保証及び契約上のその他の要素を調整した、借り手の信用リスクの影響が含まれている。この賛成論は、このように信用リスクが当初認識時測定に反映されている場合は、当初認識後の測定で信用リスクの変動をあえて除外する理由がないと主張する。

また、当初認識時に、発行した債券について信用リスクを除外したリスクフリーレートで割引いて負債を測定すると、負債が増加するが増加した負債の意味の理解が難しいとしている。このような負債の増加は、通常よりも高い金利を払うためのペナルティーであるという説も紹介されているが、一般に会計基準上は資産との

交換で負債が生じる際に、損失が発生する、あるいは株主資本を減少させるという考え方はない。

すなわち、この賛成論は主として当初認識時測定において信用リスクを考慮されているので、当初認識後測定においても首尾一貫して信用リスクを考慮することを主張している。

###### ② 富の移転

負債と資本は企業の資産に対する2種類の請求権を表している。企業の返済能力が低下したとき、負債に対する請求権の保有者は返済されない可能性による影響を受けることになる。これに対し、資本に対する請求権の保有者は、企業が生じた損失を補填するための追加的な投資を行う義務がないかぎりその影響を受けることはない。すなわち、資本に対する請求権の保有者は、負債に対する請求権の保有者に対し損失を補填する必要がなければ、結果としてその価値の減少を享受できると考えられる。したがって、この賛成論は、企業の信用リスクの増加は両者の相対的な請求権に影響し、負債の請求権保有者から資本の請求権保有者に富の移転がなされるので、こうした企業の返済能力を表す信用リスクによる富の変動を利得として表示すべきとするものである。

###### ③ 会計上のミスマッチ

この賛成論は、資産が公正価値で測定されるならば、これらの資産に係る信用リスクの変動が公正価値に影響し、当期純利益あるいはその他の包括利益に影響を与え、負債の測定にも信用リスクを織込まないと会計上のミスマッチが生じることを指摘している。その根拠は、負債側の価値の変動はこうした資産側の公正価値の変動とは無関係に起こるものではなく、負債の測定から信用関連の変動を除外することはかえってミスマッチを作り出すことになるとしている。

## (2) 信用リスクを織込むことについての反対論

### ① 直感に反する結果

この反対論は、負債の測定に信用リスクを含める場合、負債の信用力の低下から生じる利得を計上することになるが、このことが直感に反すると主張する。すなわち、利得は企業の財政状態の改善の結果であり、低下によって生じるものではないからである。したがって、利得を計上することは潜在的な誤解を導くことになり、悪化している状況を隠すことになるし、また負債を返済しなければならないという義務があるかぎり、企業やその株主の立場は改善していないと主張する。

### ② 会計上のミスマッチ

この反対論は、企業の信用力の低下は、通常は、固定資産やのれんのように現在価値で測定されていない資産、会計上認識されていない無形資産、企業経営者に対する信頼性のそれぞれの価値の低下を表しており、これらの項目の変動が財務諸表に表示されていないので、負債の信用力の変動も除外すべきと主張している。たとえば、工場のように認識された資産の価値の変動が財務諸表に表示されておらず、また、内部創設無形資産で会計上認識されていない資産の価値の変動が反映されていないのに、負債の測定にのみ信用リスクを含めることは会計上のミスマッチを作り出すとしている。

### ③ 実現

企業は経営者が望むときに資産を売却できるが、負債は相手方である債権者の許可が必要であり、一部の負債はいかなる方法によっても移転ができない場合がある。また、割引価額で社債を買入れ償還することで利益を実現できる場合があるとしても、信用力の低下した企業は償還することさえもできない場合がある。このことから、この反対論は、信用リスクを織込むことによる利得は実現または実現可能となっておらず、測定に含めることはできないと主張する。

## 5 信用リスクを含める代替案

以上の討議を踏まえ、討議資料は、**図表3**の3つの代替案も示している。それぞれの代替案は、負債の測定において信用リスクの影響を制限している。

## 6 おわりに

現行のIFRSでは、IAS39号において損益を通じて公正価値で測定する公正価値オプションを適用した場合には、負債は公正価値で測定され、公正価値は市場相場価格すなわち時価で測定されるために、企業の信用リスクが負債の公正価値測定に織込まれている。また、IAS19号「従業員給付」では、退職給付債務では負債の

〔図表3〕 負債測定に信用リスクを含める3つの代替案

	測定	現金対価の金額との差額
(a)	・全ての負債を、債務不履行のいかなる見込みも含めずリスク・フリーの利率と期待将来キャッシュ・フローを用いて測定	即時に損益に計上
(b)	同上	資本に計上し、負債の満期にわたって償却
(c)	・現金との交換で発生した借入金及びその他の負債は現金対価で測定 ・現金との交換ではない負債は、期待将来キャッシュ・フローを信用リスクの影響を除外した市場金利で割引いた現在価値で測定する。 事後の現在価値測定では、市場金利の変動は織込むが、企業の信用力または信用価格の変動は市場金利から除外する。	該当なし

測定に、優良社債の金利を割引率に用いており、企業自身の信用リスクではないが他の企業の信用リスクが織込まれている。現状ではこのように負債の測定における信用リスクの取扱いはさまざまである。

これに対し、米国基準では概念書7号「会計測定におけるキャッシュ・フローの現在価値」において、信用力を反映することが最も適切な負債の測定であるとされ、これが米国基準の負債測定における方向性を示したといえる。その後公表されたSFAS143号「資産除却債務の会計処理」、SFAS146号「退出又は処分活動に関連するコストに関する会計処理」などにおいて、明示的に負債の当初認識時の測定に信用リスクを反映することが要求されるようになった。また、SFAS157号「公正価値による測定」でも、公正価値で負債を測定する場合には信用リスクを反映することを要求している。したがって、米国基準では、負債全般の測定にあたり、徐々に企業自身の信用リスクが反映されるようになっていった。

このような負債の測定は、「② 負債測定における信用リスクとは」で紹介した負債の譲渡の考え方に基づいているのではないかと考えられる。しかし、信用リスクを織込むことについての反対論に示されているように、信用力の悪化が逆に利得として計上されてしまうという

わゆる直感に反する結果が生じる。昨年、IASBとFASBの諮問グループとして、金融市場において実務経験のあるリーダーから構成される金融危機アドバイザー・グループ(FCAG)が設置されているが、2009年9月に公表されたFCAGの報告書においても、現在認められている公正価値オプションを選択した場合における企業自身の負債の公正価値の下落から生じる利得の計上について、直感に反し、適切な情報が適用できないのではないかとしている点も注目される。この直感に反する結果は、反対論にも述べられているように、信用力が悪化しても依然債務者は全額を返済する義務を負っていること、また負債を譲渡することには制約があることに起因しているのではないかと考えられる。

このように、会計基準において負債の測定に信用リスクが徐々に反映されるようになってきたといえるものの、現在では逆に、討議資料の代替案で示されているように、負債測定において信用リスクの影響を制限する提案もなされるようになってきていることは注目される。今後、信用リスクをどの範囲の負債(公正価値で測定されているものに限定するのかどうか)に反映するのか、当初認識時、当初認識後でどのように反映するのかについて検討が進められるのではないかと考えられる。

## ■好評発売中

# 別冊企業会計 IFRS 導入の論点

中央経済社〔編〕

B5判・334頁・2520円(税込)

- ロードマップ・連結法規改正Q&A/金商法・税法との関係は?/IFRSスキルの習得はどうする?/導入までの作業スケジュール/業種別対応(建設・不動産・エネルギー産業・海運・製薬・銀行・保険・リース行・中小企業)
- 「企業会計」本誌に掲載した座談会「IFRS対応を考える」(第1回~第4回)のほか、最終回(第5回)を収録。